

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

○議事日程

令和2年6月8日(月曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員(19名)

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

○欠席委員(0名)

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長屋 隆司 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）みなさんおはようございます。定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。市民憲章ですが、このような時期ですので今日も省略させていただきます。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）おはようございます。農業委員会総会を開催いたしましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。雨の降る様子もなく、ほぼ天気が続いております。真夏並みの温度と言う事で、今年も暑い夏を迎えるのかなと思っております。それにつきましては農作物に影響が出てくるのではないかと、特に、水稻などはいもち病などが出来、管理に心配されるのではないかと思います。それでは本日も色々ご審議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございます。続きまして、事務局長の長屋がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長屋隆司君）みなさん改めましておはようございます。本来であれば、産業経済部長がこの場に出まして、皆様方にご挨拶を申し上げるのが本意ではございますが、本日、毎週月曜日に庁舎内のコロナ対策本部会、対策本部会と言う事で、毎週開催されておまして、そちらに出席しておりますので、本日欠席と言う事でご了承いただきたいと思っております。今、コロナに関しましては、出口対策と言う事で、国を始め、県、市と一緒に進めているわけですが、コロナの影響でどのくらい市内の関係する部門で影響があったのか、と言う事でまとめさせていただいたのですが、肉牛と花関係はやはりかなり影響が大きかったと言う事で、肉に関しては最高で4割の減収、花に関しては3割の減収があったと言う事で、それぞれ国の助成制度を元に、支援事業の対策を行っているところでございます。今、出口調査と言う事で、このまま収まってくればいいのですが、第二波がいつ来るか分からない事が想定される中で、市といえども、例えば米とか、麦の刈り取り時期にまた第二波が来た場合にするのかと言うような事で、色々シミュレーションを立てながら支援事業の検討をさせていただいております。このまま本当に第二波が来ないままコロナが終わって終息してもらえると、一番ありがたいと考えておるのですが、そう言った想定をしながら今、進めさせていただいていると言う事でご承知いただきたいと思っております。なお、本日につきましては、協議事項4議案と、一つの報告事項を検討していただくと言う事になっておりますので、慎重なご審議の程お願い申し上げます。挨拶とかえさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の、欠席委員のご報告でございますが、今日は欠席議員が無し、と言う事で、全員ご出席ですので報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、今、ご報告のありましたように全員のご出席を頂いておりますので、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。15番土屋委員、18番永井委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、上日立集会場の西390mほどに位置する農振農用地区域外にある田、72㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営規模拡大をはかると言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に叶えると言うものです。

2番から4番の案件につきましては、所有者ごとに許可申請書が作成されていますが、申請理由等が共通したものとなっておりますので、一括説明とさせていただきます。位置・面積等は個別で違いますので、そちらを先に説明させていただきます。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、市民球場の東140mほどに位置する農振農用地区域内にある田、1,121㎡の内1,120.59㎡。5条3番と同時案件となりま

す。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、市民球場の東200mほどに位置する農振農用地区域内にある田、1,908㎡の内1,907.62㎡。さらにそこから東に60mにある農振農用地区域内にある田、897㎡の内896.59㎡。これにつきましては5条4番と6番と同時案件となります。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は、4ページからになります。申請地は、市民球場の東240mほどに位置する農振農用地区域内にある田、1,248㎡の内1,247.61㎡でございます。

これから共通の部分について説明させていただきます。申請の目的は賃貸借権の設定です。賃借人は、農業経営規模拡大をしていきたいと言うもの。賃貸人は、年齢とともに農地の管理ができなくなってきたため、農業の経営規模を縮小していくと言うものです。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、植野公民館の北600mの一带にある、農振農用地区域内にある田、3筆4,369㎡、農振農用地区域外にある田、29㎡。合計4筆、4,398㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。借受人は、新規就農のため農地を借りると言うもの。貸付人は、高齢であり農地の管理ができないため、譲り渡したいと言うものです。なお、6番の案件と同時許可となります。

6番の案件 議案は3ページ、位置図は、6ページになります。申請地は、植野公民館の北北東190mほどに位置する農振農用地区域内にある田、1,010㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、新規就農のため、譲り受けると言うもの。譲渡人は、高齢で農地の管理に支障がでてきたため、譲り渡したいと言うものです。なお、5番の案件と同時許可となります。

すべての案件について、5月15日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの2件 使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借権設定に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございます。全員挙手のため、議案第1号の6件について、原案のとおり許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は4ページになります。

1番の案件 位置図は7ページになります。申請地は、円保公園の北西230mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、1,520㎡の内500㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、水道工事業資材置場です。申請人は、水道工事業を営んでおり、既存の敷地では資材が置けなくなったため、申請地を資材置場として利用したいと言うものです。隣地承諾書が添付されております。5月15日に現地確認をしたところ、平成2年頃から、資材置場として利用しており始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は8ページになります。申請地は、下有知南部公民センターの南西140mほどに位置する田、2筆1,360㎡。農地の区分は、1筆は住宅、事業施設等に連担する10h

a 未満の農地の区域内の農地のため、第2種農地。1筆は、農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、500m以内に医療施設が2つあるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅です。申請人は相続したが、継続しての耕作が難しくなり、営農面積を縮小し、共同住宅を建築したいと言うものです。隣地承諾書が添付されております。

5月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、1筆は第3種農地であり転用はやむを得ない。また、もう1筆は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため議案第2号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、島集会場の南西260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、2、200㎡の内549.02㎡。農地の区分は、農用地区域内の農地であるため、農振農用地と判断します。転用の目的は、建設業資材置場、仮設現場事務所、仮設休憩室、仮設トイレ、駐車場で一時転用です。賃借人は、申請地の隣地で工場を建設しているため、申請地を借り、資材置場、事務所などに利用したいと言うものです。賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うものです。一時転用期間は令和3年1月末日までとなっております。5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地ではありますが、例外規定であります一時転用のため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は10ページになります。申請地は稲ログラウンドの東70mほどに位置する畑、222㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は、賃貸住宅に住んでいるが、義理の父から土地を借り自己住宅を建築すると言うもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されております。5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

3番から6番の案件につきましては、所有者ごとに許可申請書が先ほどのように作成されていますが、申請理由等が共通したものとなっておりますので、一括説明とさせていただきます。

3番の案件 位置図は11ページになります。申請地は市民球場の東140mほどに位置する田1、121㎡の内0.41㎡。3条2番の案件と同時許可となります。

4番の案件 議案は6ページ、位置図は12ページになります。申請地は市民球場の東200mほどに位置する田、1、908㎡の内0.38㎡。3条3番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は13ページになります。申請地は市民球場の東240mほどに位置する田、1、248㎡の内0.40㎡。3条4番の案件と同時許可となります。

6番の案件 位置図は14ページになります。申請地は市民球場の東260mほどに位置する田、897㎡の内0.41㎡。3条4番の案件と同時許可となります。

これらのものにつきまして、共通の部分について説明させていただきます。農地の区分は、農用地区域内の農地であるため、農振農用地と判断します。転用の目的は、営農型太陽光発電施設です。賃借人は、営農型シェアリングを設置するための太陽光パネルを設置するというもの。賃貸人は、賃借人の要望に 대응するというものです。賃貸借期間は、認定農業者であるため10年です。隣地承諾書が添付されております。5月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地ではありますが、例外規定である一時転用のため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は7ページ。位置図は、15ページになります。申請地は植野公民館の北60mほどに位置する登記地目畑、況地目宅地、205㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は譲渡人の承諾を得て、既に住宅を建て住んでいる状況であるため、今回是正するというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるものというものです。5月15日に現地確認をしたところ、昭和62年頃から駐車場として利用しており、始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は16ページになります。申請地は、小瀬星ヶ丘公民センターの西400mほどに位置する畑、1,070㎡の内462㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になってきたため、個人住宅を建築するというもの。使用貸人は使用借人の要望に 対応するというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は17ページになります。申請地は赤土坂公民センターの南90mほどに位置する1,158㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地として利用したいというもの。譲渡人は今後、耕作を継続する意思がないため、申請地を譲りたいというものです。5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。本案件は1,000㎡を超えているため関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

10番の案件 議案は8ページ、位置図は18ページになります。申請地は山田簡易郵便局の北東170mほどに位置する畑641㎡。登記地目宅地、現況地目畑、165.28㎡。合計5筆、806.28㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は貸資材置場です。譲受人は建設会社を営んであり、経営する会社の資材置場として利用したいというもの。譲渡人は市外に住所を移転し、耕作ができないため譲り渡すというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は19ページになります。申請地は戸田転作促進技術研修センターの北160mほどに位置する畑、2筆379㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は現在アパートに住んでおり申請地を買い受け、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は譲受人の申し出により譲り渡すというものです。5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権設定に関するもの2件、賃貸借権設定に関するもの5件、計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○議長（野村茂君）佐藤委員。

○4番（佐藤平和君）岐阜農業センターと言う会社がどんな会社かちょっと聞こうと思ったのですが、1ページの2番で農業経営の拡大と言う説明がありまして、第3号議案で営農型太陽発電施設となっており、同じ会社になっておりましたので、岐阜農業センターと言う会社はどんな会社かなと言うことを聞こうと思ったわけです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）岐阜農業センターは事務所が美濃加茂市にある会社です。農業経営と言うのは他市、可児市とか色々な市でやってみえる会社です。美濃加茂市の方で認定農業者になっていて、岐阜県農業会議とも色々相談されて、農業をすすめてみえる会社です。前、一回チラシか何かでどうですかとあった会社ですけれども、営農型のソーラーの下で今回はハランと言う植物、葉っぱの大きな料理を乗せる葉っぱみたいなものを作られると言う事で申請がありまして、他にもギボウシと言う植物とか、営農型太陽光で出来るような作物を作られると言う会社です。

○4番（佐藤平和君）太陽光の下に作物を植えると言う。

○事務局課長補佐（小石隆之君）そうです。葉っぱみたいなものを植えられると言う申請が出ておりました、営農型の場合はお米の人もみえますし、サカキの人もみえますし、色々な作物を作られます。変わった植物を作られると言う場合もありますので、営農型の場合については、計画書をこういう作物はだいたい平均ではどの位とれるのかと言う、お米とかとは違ってあまり分からないので、資料をつけてもらって、だいたいこの植物についてはこの位という、研究報告書みたいなものを取り寄せてもらって、なおかつ、農業会議にも営農型でこう言う作物を作るというものがありましたので、と言う事で報告をしなくてはいけなくて、岐阜農業会議や県庁の職員とかに相談されて、これならいいだろうと言う事が通らないと出来ません。この会社については、農業会議も良く知っている会社なので、今月の調整会議に提出をして、認められれば許可をすると言う、そういう段階になっています。

○議長（野村茂君）佐藤委員、以上よろしいでしょうか。

○4番（佐藤平和君）わかりました。どのような会社かと言う事を知りませんでしたから、最初から農業経営の拡大と言う説明があつて、次の項目で太陽光と言うお話でしたので、そこが一致しなかったものですから、その会社がどのような会社か質問させていただきました。

○事務局課長補佐（小石隆之君）定款には太陽光も載せるのですが、それには一応農産物の生産とかそちら系の仕事もするし、太陽光の関係もやりますよと定款に上がっていますので、両方ともやる会社と言う事です。

○7番（片岡篤夫君）3番の現物はうちのお店にも現物はありますので、もしよかったら見てください。それから、農業会議の話も全部分かっています。もし分からない事があれば、現物がうちにおいてありますので見てください。

○15番（土屋尊史君）補足でこの会社は僕も知り合いなのですが、青汁を作っている会社で、大麦か何かの麦と、荳胡麻の葉っぱを使って大々的にやって、収穫したもので青汁を作って販売されています。きちんとしてやってみえます。耕作放棄地なども八百津の方からすごく沢山まとめて処理されておりますので、きちんとした会社です。

○議長（野村茂君）ありがとうございました。他に質疑はありませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございました。全員挙手のため、議案第3号の11件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、9ページから11ページになります。使用貸借権設定に関するものについて、更新が2

筆2, 392㎡。賃貸借権設定に関するものについて、新規が5筆6, 535㎡。更新が22筆で、26, 632㎡です。地区につきましては、武芸川町跡部、谷口、高野、八幡、迫間の5地区です。権利の設定を受ける者は、有限会社むげがわ農産外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございました。議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので報告させていただきます。議案は、12ページになります。

1番の案件 届出地は植野地区の田、3, 360㎡。賃借人は、渡邊正敏です。合意解約成立日は、令和2年4月24日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、ただいま事務局の報告のとおりです。ご審議いただきましてありがとうございました。本日ご審議いただきました議案は全て終了となりました。それでは事務局をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次回の農業委員会の総会ですが、4月からコロナの関係で合同会議が全くできておりませんので、7月はこのまま何もなければ合同会議、今の委員さんとしては最後の会議となりますので、合同会議をやる方向で考えております。時間につきましては、午前9時から農業委員会総会、10時から合同会議と言う事で予定をしております。また、できなかった場合につきましては、通知の方でご案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○職務代理（安田孝義君）ありがとうございました。慎重に審議をしていただきましてありがとうございました。冒頭より事務局長より挨拶がありましたように、コロナに対してお話がありました。たまたま、今朝、日本農業新聞を読んでおりましたら、このコロナで人・物・金の流れを止め、深刻な経済金融不安を招いていると言う記事がありました。当然、この農業委員の中でも打撃を受けている方が沢山見えると思います。牛肉、花が関市の場合は4割、3割減と言う話がありました。こうした中で最後に、こうした未曾有の出来事、私たちの暮らし方、働き方、生き方を見直してみたいと言うような最後の結びでありました。お互い一部の方を除いて高齢者でありますので、お互いにいつも申し上げますが、体に気を付けていただいて、長生きできる生き方について、これを契機に考えてみたらどうだろうと考えております。どうもありがとうございました。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございました。

午前10時36分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ 印

15番

_____ 印

18番

_____ 印